

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

草加市長

## 公表日

令和7年8月7日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	予防接種関係事務								
②事務の内容	<p>●事務全体の概要            予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容            ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務            ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務            ③予防接種法による実費の徴収に関する事務</p> <p>●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。            ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	①対象者抽出機能 予防接種対象者を抽出する。 ②予防接種入力機能 個人の予防接種の情報を入力する。 ③予防接種情報取込 予防接種のパンチデータを取込する。 ④予防接種照会 予防接種の履歴を照会する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号管理連携システム
②システムの機能	<p>①宛名情報管理機能 各業務システムより番号管理サブシステムへ基本4情報を連携し、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報として管理する。</p> <p>②個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可能とする。</p> <p>③団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理連携システムに連携された個人番号について、番号管理連携システムで保有していない番号の場合、団体内統合宛名番号を採番する。番号管理連携システムの画面より個人番号を入力された場合も同様。既存の業務(宛名)システムごとの団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号の紐付けを管理し、1:1:nの関係性を維持する。</p> <p>④宛名連携機能 各宛名システムより宛名番号、基本4情報を受け取る。</p> <p>⑤個人番号連携機能 住記システムより宛名番号(住民番号)、個人番号を受け取る。</p> <p>⑥個人番号照会機能 各業務システムより指定された宛名番号に紐付く個人番号を返却する。</p> <p>⑦個人情報照会機能 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理する個人情報を照会する機能を提供する。</p> <p>⑧符号管理機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能を提供する。</p> <p>⑨中間サーバー通信機能 中間サーバーとの接続に関し必要な文字コード変換やXML変換等の機能を提供する。</p> <p>⑩中間サーバー宛名情報連携機能 中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。</p> <p>⑪特定個人情報提供機能 未電算業務のCSVデータや既存システムより送付された業務情報をもとに変換を実施し、業務コードチェック後、中間サーバーに連携する。</p> <p>⑫情報照会要求機能 各業務システムからの情報照会に際し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、既存システムより渡された情報をもとに中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。</p> <p>⑬情報照会結果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーが情報提供ネットワークシステムより受信した提供内容を中間サーバー連携サブシステムが取得し、番号管理連携システム内のDBに登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他      ( 中間サーバー )</p>



4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項(利用範囲) 別表の14の項</li> </ul> </li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条第1～7号</li> </ul> </li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</li> </ul> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」とある項(25の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給」とある項(27、28、29の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</li> </ul> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保健センター
②所属長の役職名	所長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	A類疾患及びB類疾患のうち政令で定めるもの、当該市町村の区域内に居住する者であって政令に定めるもの。また、まん延予防上緊急の必要があると認めるときは居住しているものに対して臨時接種を行う。
その必要性	予防接種に関する業務を実現するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 予防接種対象者を正確に特定する必要があるため。予防接種対象者の接種日時時点の年齢、居住地等を把握する必要があるため。</li> <li>・その他識別情報(内部番号) 予防接種の接種実績等を把握する必要があるため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年6月1日
⑥事務担当部署	健康推進部保健センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、ワクチン接種記録システム(VRS) )	
③使用目的 ※	接種対象者の接種要件等を確認する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	健康推進部保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	①対象者抽出事務 予防疫種対象者を抽出する。 ②予防疫種入力事務 個人の予防疫種の情報を入力する。 ③予防疫種情報取込事務 予防疫種のパンチデータを取込する。 ④予防疫種照会事務 予防疫種の履歴の照会等をする。	
情報の突合	・対象者抽出の際に、住民票関係情報との突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <草加市における措置>

①特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。

②当該サーバへのアクセスは、権限管理により制限され、生体認証が必要となる。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

ワクチン接種記録システムは特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

・論理的に区分された他市区町村の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

## 7. 備考

### <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン記録システムを用いて消去することができる。

・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**予防接種台帳**

1.氏名、2.生年月日、3.年齢、4.性別、5.住民コード、6.住民区分、7.住所、8.住民日、9.消除日、10.続柄、11.年度末年齢、12.電話番号、13.介護情報、14.メモ情報、15.接種種別、16.回数、17.接種日、18.診察区分、19.接種時年齢、20.LOT-NO、21.接種量、22.接種場所、23.予診医師名、24.接種医師名

**新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目**

1 個人番号、2 宛名番号、3 自治体コード、4 接種券番号、5 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6 接種状況(実施/未実施)、7 接種回数、8 接種日、9 ワクチンメーカー、10 ロット番号、11 ワクチン種類(※)、12 製品名(※)、13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14 証明書ID(※)、15 証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>基本4情報、その他の住民表関係情報の入手は、住基システムに入力された情報を庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村への接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。</li> <li>・健康管理システムは、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・特定個人情報を使用できる業務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおける追加措置（接種会場等では、接種券番号の読取端末、タブレット端末からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している）</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、静脈認証によるログイン管理を行っている。また、ユーザーIDのログ管理を行っている。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のないものによって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、指定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請したものに限定して発行される。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>●職員により不正な操作や利用が行われるリスクに対する措置</p> <p>①健康管理システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録し、必要に応じ、申請文書との整合性確認などを行う。</p> <p>②健康管理システム利用職員に対しては研修を行い、目的外利用の禁止等について周知徹底する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項として、秘密保持、作業場所の特定、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止、委託目的以外の使用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、個人情報の返還又は処分、措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償等について定めている。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。          ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限          ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録          ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール          ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定          ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保          ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>●情報保護管理体制に不備があるリスクに対する措置          ①委託先は委託元からの指示がない限り特定個人情報にアクセスできないこととするとともに、アクセスした場合には操作履歴(ログ)を記録することとしている。          ②委託先への立ち入り調査を実施している。          ③委託においては、国際的な情報セキュリティ規格であるISMSの認証取得を要件とし、一定以上の情報保護管理体制を備えていることを確認している。</p>		
<p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない</p>		
<p>リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク</p>		
<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p>	<p>[ 定めている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 定めている                                      2) 定めていない</p>
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>①番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。          ②庁内のデータ連携は、あらかじめ定められた仕様に基づく自動連携であり、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。          ③データ連携の仕様変更は関係所属が承認の上、情報担当課の確認を得なければ行えない手続となっている。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>●不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置          ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。          ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報・相手への連携は発生しない。</p> <p>●誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置          ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報・相手への連携は発生しない。          ・個人情報が不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号管理連携システムにおける措置&gt;            ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。            (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号管理連携システムにおける措置&gt;            ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。            ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

●誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

●その他のリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>●物理的対策          &lt;草加市における措置&gt;          ①特定個人情報を保管するサーバの設置場所は、監視カメラ等による入退室管理を行っている。また、入室に当たっては生体認証を導入している。          ②特定個人情報が記載された帳票等の可搬媒体はキャビネットに施錠保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。          なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。          ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。          ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>●技術的対策          &lt;草加市における措置&gt;          ①コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。          ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。          ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;          【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。          ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。          【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。          主に以下の技術的対策を講じている。          ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。          ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。          ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。          ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。          ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。          ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="radio"/> ] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<草加市における措置> ①草加市情報セキュリティ対策基準において研修の実施が定められており、職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的実施し、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ②年度初めに、異動者及び新採用職員を対象に研修を行い、個人情報保護の重要性及び危機意識について十分に説明している。 ③他団体の情報セキュリティに関する事例を情報共有し、注意喚起を行っている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。
--	---

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954
②請求方法	①開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、特定個人情報保護主管部署に報告する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月7日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I 基本情報、2、システム4、②システムの機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	I 基本情報、4、法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項  ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1～6号  ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項  ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1～6号  ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	I 基本情報、6、②所属長の役職名	課長(兼)保健センター所長	課長	事後	組織改組による修正
令和4年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要、3、②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、ワクチン接種記録システム	住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価

令和4年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3、⑤使用方法、情報の突合	(省略) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	(省略) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4、委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4、①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、6、保管場所	(省略)	[文末に下記を追加]  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価

<p>令和4年12月7日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、2、リスクに対する措置の内容</p>	<p>(省略)</p> <p>当市の転入者について、転出元市区町村への接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村にて本人から個人番号の提供に関して同意が得られた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>当市の転入者について、転出元市区町村への接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手</p> <p>(省略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価</p>
------------------	-------------------------------	--	---	-----------	---

<p>令和4年12月7日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、2、特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(省略)</p>	<p>[文末に下記を追加]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価</p>
------------------	--	-------------	--	-----------	---

<p>令和4年12月7日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、2、特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(省略)</p>	<p>[文末に下記を追加]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発送されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価</p>
------------------	--	-------------	--	-----------	---

<p>令和4年12月7日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、3、特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(省略)</p> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>(省略)</p>	<p>事後</p>	<p>制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価</p>
<p>令和4年12月7日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、4、その他の措置の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価</p>

令和4年12月7日	Ⅲ リスク対策、7、その他の措置の内容	(省略)	<p>[文末に下記を追加]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> </ul> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅲ リスク対策、9、具体的な方法	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅲ リスク対策、10	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価

令和4年12月7日	IV 1. ①請求先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	IV 2. ①連絡先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和5年3月29日	I 基本情報、6、①部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	I 基本情報、6、②所属長の役職名	課長	所長	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要、2、⑥事務担当部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要、3、④使用主体 使用部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	IV開示請求、問合せ、1、①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	IV開示請求、問合せ、2、①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	事前	組織改組による修正
令和6年5月8日	I 基本情報、1、②事務の内容	(省略) ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(省略) ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正

令和6年5月8日	I 基本情報、2、システム4、②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>②接種記録の管理</li> <li>③転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>④他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>②接種記録の管理</li> <li>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> </ul>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	I 基本情報、4、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第10条第1～6号</li> <li>●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第10条第1～6号</li> </ul>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	I 基本情報、6、①部署	健康福祉部保健センター	健康推進部保健センター	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要、2、⑥事務担当部署	健康福祉部保健センター	健康推進部保健センター	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要、3、②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要、3、④使用の主体	健康福祉部保健センター	健康推進部保健センター	事後	組織改組による修正

令和6年5月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3、⑤使用方法	<p>①対象者抽出事務 予防接種対象者を抽出する。</p> <p>②予防接種入力事務 個人の予防接種の情報を入力する。</p> <p>③予防接種情報取込事務 予防接種のパンチデータを取込する。</p> <p>④予防接種照会事務 予防接種の履歴の照会等をする。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>①対象者抽出事務 予防接種対象者を抽出する。</p> <p>②予防接種入力事務 個人の予防接種の情報を入力する。</p> <p>③予防接種情報取込事務 予防接種のパンチデータを取込する。</p> <p>④予防接種照会事務 予防接種の履歴の照会等をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3、⑤使用方法、情報の突合	<p>・対象者抽出の際に、住民票関係情報との突合を行う。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</p>	<p>・対象者抽出の際に、住民票関係情報との突合を行う。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4、委託事項2	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、4、①委託内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正

<p>令和6年5月8日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要、5、提供・移転の有無</p>	<p>提供を行っている 1件</p> <p>市区町村</p> <p>番号法19条第15条</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ</p> <p>その他(ワクチン接種記録システム(VRS))</p> <p>当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度</p>	<p>提供を行っている 2件</p> <p>市長村長(番号法別表第二16の2)及び都道府県知事(番号法別表第二16の3)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>予防接種の実施に関する情報</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>予防接種被接種者</p> <p>情報提供ネットワークシステム</p> <p>情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小及び記載誤謬に伴う修正</p>
-----------------	------------------------------------	--	--	-----------	---

<p>令和6年5月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、6、保管場所</p>	<p>(省略)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;          ワクチン接種記録システムは特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された他市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)          電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)          証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>(省略)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;          ワクチン接種記録システムは特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された他市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正</p>
-----------------	-------------------------------	--	--	-----------	-----------------------------------

<p>令和6年5月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、2、リスクに対する措置の内容</p>	<p>(省略)</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手      当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手      当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手      接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。      (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)      交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>(省略)</p> <p>②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手      接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正</p>
-----------------	-------------------------------	---	--	-----------	-----------------------------------

<p>令和6年5月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、2、特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(省略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>(省略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)  ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>左記に係る文章を削除</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正</p>
-----------------	--	--	-------------------------------	-----------	-----------------------------------

<p>令和6年5月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策、3、特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(省略)</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>(省略)</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正</p>
-----------------	--	--	--	-----------	-----------------------------------

令和6年5月8日	Ⅲ リスク対策、4、その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅲ リスク対策、5、その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;          ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	左記文章を削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正

令和6年5月8日	Ⅲ リスク対策、5、特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた場合を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>(省略)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</li> <li>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</li> <li>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。</li> </ul>	<p>(省略)</p> <p>左記文章を削除</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅲ リスク対策、7、その他の措置の内容	<p>(省略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> </ul> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>(省略)</p> <p>左記文章を削除</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)機能縮小に伴う修正

令和6年5月8日	IV開示請求、問合せ、1、①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	IV開示請求、問い合わせ、1、②請求方法	①開示は、草加市個人情報保護条例第16条及び17条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、草加市個人情報保護条例第26条及び27条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	① 開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ② 訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年5月8日	IV開示請求、問合せ、2、①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200	事後	組織改組による修正
令和7年8月7日	I 4. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の14の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	I 4. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1～7号	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(16の2の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」とある項(17、18、19の項)</p>	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」とある項(25の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給」とある項(27、28、29の項)</p>	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	<p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. 提供先1	市長村長(番号法別表第二16の2)及び都道府県知事(番号法別表第二16の3)	市長村長(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項)、都道府県知事(同表26の項)、都道府県知事又は市町村長(同表153の項)及び厚生労働大臣(同表154の項)	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の表	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. ②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅱ6. 特定個人情報の保管・削除	<p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. リスク2: 不正な提供が行われるリスク	<p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去	①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ9. 従業員に対する教育・啓発	①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	<p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	利用システムの更改に伴う修正
----------	-----------------	--	--	----	----------------